

CCUS登録技能者特典提供事業実施要項

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録技能者を対象に特典を提供するCCUS登録技能者特典提供事業に参加する者について(一財)建設業振興基金建設キャリアアップシステム事業本部において、特典内容等について内容を確認し、CCUS登録技能者に提供する特典として相応しいものについて公表及びCCUS登録技能者への周知を行うものとする。

2. 特典について

特典は以下の内容を予定。

- ① CCUS登録技能者を対象とするプレゼント
 - ② CCUSカード提示による店舗での割引サービス
 - ③ ECサイトにおける割引サービスや、ポイント・クーポン等の提供
 - ④ CCUSの技能者ID保有者を対象とするサービスの提供
- 各項目の詳しい内容については、別紙をご参照。

3. 特典等の広報

特典を提供する企業等及び特典等につきましては、CCUS登録技能者あてにメールで周知するとともに、CCUSのホームページを始め、業界団体、マスコミを通じて広く周知するものとする。

4. 留意事項

- ① 幅広い登録者を対象とすることから、提供する特典につきまして、原則として、登録者全員を公平に扱い、利用者にとって分かりやすい特典とすること。
例:資格取得やスキルアップに取り組む際の優遇措置
実店舗・ECサイト等における割引サービス、ポイントサービス 等
- ② プレゼント、ECサイトにおける特典は、特定の地域的に偏ることなく、できる限り全国的に同質のサービスの提供が可能なものとする。
- ③ CCUSの公共性を踏まえ、射幸心をあおるものでないこと及び協賛企業等に過度な負担や競争を誘発するものでないこと。
- ④ キャンペーンに参加するに当たり、建設キャリアアップシステム事業本部よりCCUS登録技能者の個人情報の提供は行わない。
- ⑤ 建設キャリアアップシステムに費用が生じないものであること。
- ⑥ CCUS登録者を対象とする景品や特典の提供は、景品表示法上、サービスの利用者を対象として金品等を提供する場合に「取引に付随」して提供することから、景品規制の対象外となりますが、極めて高額な景品、CCUSユーザーを対象とするものとして相応しくないと事務局が判断した場合はお断りさせて頂くことがあること。
- ⑦ 特典提供者とCCUS事業本部で、特典提供に関し、内容、期間、個人情報の取り扱いその他必要な事項について取り決めを行う。

7. 特典提供事業の参加方法

特典提供の申し出は、別紙：登録シートに記入のうえ、メール又は FAXで「CCUS登録技能者特典提供」係宛お送りください。

8. 連絡・問い合わせ先

(一財)建設業振興基金

建設キャリアアップシステム事業本部 CCUS登録技能者特典提供係

電話 070-1599-2140 ccus-million@kensetsu-kikin.or.jp

FAX 03-5473-4587

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MTビル 2 号館

別紙

① プレゼント企画

- 応募者の地域(居住地・勤務地)要件は、原則として設けず、利用地域が限られる商品等の場合のみ最小でも都道府県単位としてください。
- 対象者の職種、技能レベル、性別及び年齢は限定できません。
- 応募は無条件とし、特定の条件(自社サイト・アプリへの登録、友達登録、フォロー、リツイート等)を付すことはできません。
- 応募に際し商品等の発送に必要な情報の提供を求めることは差し支えありませんが、CCUS登録者ID以外の情報(雇用事業者名、登録職種等)の提供を必須とはしないでください。
- 応募への対応、抽選、当選者の公表、商品等の発送は提供参加者において公正に行って頂くものとし、(一財)建設業振興基金はプレゼント内容、スポンサー及び応募方法の周知のみを行います。

② CCUSカード提示による店舗での割引サービス

店頭でCCUSカードを提示した場合に、顧客・利用者に割引や商品等のサービスを提供していただくものです。

- 建設キャリアアップシステム事業本部が提供する、特典提供店舗であることを示すステッカーに特典内容を記載し利用者が分かり易い箇所に貼付してください。
- 特典提供は、原則として1年間として、参加者又はCCUS事業本部による取りやめの申し出がない場合は、自動的に1年間継続し、以後同様とする。
- CCUSホームページのCCUS登録技能者特典情報サイトにおいて、特典提供者の名称、場所、特典内容をリスト表示及びマッピング表示します。

③ ECサイトにおける割引サービスやポイント・クーポン等の提供

- ECサイトの利用時又はECサイトへのユーザー登録等の際に、CCUSユーザーについて、一般ユーザーより優遇するものとしてください。特典や優遇措置が不明となることから、CCUS登録者のみを対象とする独自サイトへのユーザー登録やアプリのダウンロードを条件とはしないでください。
- 他の顧客と同様に商品の購入に必要な情報の提供を求めることは差し支えありませんが、CCUS登録者ID以外の情報(雇用事業者名、登録職種等)の提供は原則として求めず、求める場合も必ず任意項目としてください。
- CCUS登録者IDの真正性の確認については、事後確認となります。
- 特典提供は、原則として1年間として、参加者又はCCUS事業本部による取りやめの申し出がない場合は、自動的に1年間継続し、以後同様とします。

④ CCUSの技能者ID保有者を対象とする割引サービスやポイント・クーポン等の提供

- 提供する役務、商品の購入・利用に際し、CCUSユーザーであることにより割引サービスを提供する場合は、CCUSユーザーでなかった場合との価格の差が明確にわかるようにしてください。
- CCUS登録者限定の商品やサービスの場合、同種のものとの価格の比較が困難なものは避けてください。
- 特典提供は、原則として1年間として、参加者又はCCUS事業本部による取りやめの申し出がない場合は、自動的に1年間継続し、以後同様とします。